

協働環境委員会会議録

令和8年6月24日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 12：11

【 案 件 】

1. 議案第82号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例
2. 議案第89号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
3. 請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願

【 報告事項 】

1. 飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（環境対策課）
2. 作業中における車両損傷事故発生について（環境対策課）

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第82号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第82号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明を行います。議案書28ページをお願いいたします。出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カード及び特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加し一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書が創設されたことから、これらで印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため、飯塚市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、窓口での印鑑登録証明書の交付申請時におまきして、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を、現在、行っておりますマイナンバーカードと同様に、印鑑登録証の提示に代えて、印鑑登録証明書の交付ができるようにするものでございます。

また、資料として、29ページから30ページまで新旧対照表を添付しております。

なお、内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、議案第82号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今ご説明いただきました内容は分かりましたが、これはコンビニ交付とかはどうなるのでしょうか。

○市民課長

コンビニ交付につきましては、今回の特定在留カードと特定特別永住者証明書で交付できるようになります。

○兼本委員

印鑑証明書はそれで交付できますよという形ですね。それ以外に何か交付できるものというのはあるのでしょうか。

○市民課長

コンビニ交付でできる全てのものについて、マイナンバーと同様の交付ができるようになります。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 8 2 号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 8 9 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○医療保険課長

「議案第 8 9 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書 8 5 ページをお願いします。この専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。概要をまとめた資料を用意していますので、こちらの資料で説明をします。

補足資料①をお願いします。1 ページをお願いします。「1. 改正の内容」についてですが、今回の改正のポイントは、賦課限度額の引上げにより、高所得者からの負担を求め、軽減判定所得の範囲拡大により低所得者の負担軽減を図るものとなっております。

また、今年度から新たに導入された子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額と保険税減額を定めるものとなります。

資料に沿って順にご説明いたします。「①賦課限度額引き上げ」は、第 3 条第 2 項及び第 2 4 条において、基礎課税額の限度額を 6 6 万円から 6 7 万円に改めるものです。

資料の 2 ページをお願いします。国保税については、基礎課税額分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の区分に分けて賦課額を計算し、それを加算した額が年間の国民健康保険税額となります。基礎課税額分の場合、前年の収入から各種控除を行った世帯所得の 6. 8 % の所得割、世帯内の被保険者数の人数に賦課する 2 万 1 千円の均等割、1 世帯あたりに賦課する 2 万 3 千円の平等割の合算額が基礎課税額分の賦課額となります。

資料の 3 ページをお願いします。図にお示したように、世帯所得が増えるほど、税額は増加しますが、資料右上赤枠に記載したように、上限額となる賦課限度額を設けているので、ある所得以上になると税額は頭打ちとなります。

資料の 4 ページをお願いします。基礎課税額分の賦課限度額引き上げの図となっております。一番左の図ですが、賦課額が 6 0 万円といった限度額未満の場合は、今回の改正に影響はありません。次に、真ん中の賦課額 6 6 万 5 千円の例ですが、限度額が 6 6 万円から 6 7 万円になることにより限度超過世帯からは外れ、5 千円の増税となります。このような世帯が 5 世帯ございます。一番右は賦課額が 6 7 万円超えの例となりますが、改正前も、改正後も限度額を超過している世帯であり、1 万円の増税となります。このような世帯が 9 4 世帯となっております。

資料 1 ページにお戻りください。左の「②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大」については、第 2 4 条第 2 号の、5 割軽減の対象所得の算定について、3 0 万 5 千円を 3 1 万円に、同条第 3 号の、2 割軽減の対象所得の算定について、5 6 万円を 5 7 万円にそれぞれ改めるものです。

資料 3 ページをお願いします。図中、左中にある赤枠部分です。条例改正により、2 割軽減の範囲、5 割軽減の範囲が所得の高い世帯の方に拡大され、資料右下オレンジ枠に記載してお

りますとおり、試算では、2割軽減は27世帯、5割軽減は28世帯増加する見込みとなっております。

資料1ページにお戻りください。左の「③子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額及び保険税減額の設定」についてです。子ども・子育て支援制度導入に伴い、地方税法を根拠法令とする条例改正は前回議会においてご承認いただいたところですが、令和8年3月31日に公布された地方税法施行令を根拠法令とする賦課限度額及び保険税減額の設定に係る改正について専決の承認をいただくものです。

右側の「2.改正による影響額」でございます。影響額を試算した結果となる「差引B－A」に着目ください。「①賦課限度額引き上げの影響額」は、基礎課税額分の限度額超過世帯が5世帯減り、限度超過額が95万4823円減少しています。賦課限度額を引き上げたことにより賦課限度額を超過して切り捨てられていた額が減少するということですので、国保税から見ると税収は増額になります。

「②軽減対象範囲の拡大の影響額」は、5割軽減の対象世帯が28世帯増え、軽減額が109万1600円の増額、2割軽減の対象世帯が27世帯増え、軽減額が44万4810円の増額、合計で153万6410円の軽減額の増額となり、国保税から見ると税収は減額になります。

今回の改正による賦課限度額引上げ及び軽減対象範囲の拡大の影響額は、①②合計で58万1587円の税収の減額となっています。

③子ども・子育て支援納付金分については、令和8年度新たに設定されるものでありますので、賦課限度額及び低所得世帯に対する保険税の減額の影響額は差分ではなく全体分で記載しております。限度額超過世帯は83世帯、限度超過額は197万6797円、低所得世帯に対する保険税の減額は合計で8556世帯、1244万9191円となっております。以上、補足説明を終わります。

併せて、6月19日の本議案におきまして、議案質疑の中で審査要望がございました「賦課限度額の引上げが連続的に行われており、国保の賦課限度額に係る所得の世帯は毎年、国保税の値上げとなっている。この点を、賦課限度額の改定経緯を説明し、影響額、基金残高と照らし合わせて審査頂きたい」というご要望につきまして、資料を用いてご説明させていただきます。

補足資料②をお願いします。1ページ、国民健康保険税賦課限度額の推移です。国民健康保険都道府県単位化が始まった平成30年度からの推移を記載しております。賦課限度額は、基礎課税額分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分にそれぞれ設けられております。一番下段が、4区分の賦課限度額の合計となります。水色部分は、前年度より改正のあった区分となります。平成31年度を見ていただきますと、基礎課税額分賦課限度額が61万円となり、前年度より3万円、引上げがっております。下に下りていただき、年間限度額は96万円となっています。この年度は、40歳から64歳の被保険者がいる世帯は、保険税の最高額が96万円となります。なお、本市の賦課限度額は地方税法施行令に準じた設定となっております。

2ページをお願いいたします。上の表は地方税法施行令を根拠とした条例改正による影響額を記載しています。上段は、1ページの賦課限度額の改正による影響額です。中段は、軽減対象範囲の拡大による改正の影響額です。どちらも根拠法令は地方税法施行令となっており、ほぼ毎年見直しが行われております。表にある数値のプラス表記は市から見て増税、マイナス表記は市から見て減税を示しています。

続いて、下の表を御覧ください。国民健康保険給付費等準備基金の推移です。単位は千円です。一番下段にその年度末の基金残高を記載しております。令和3年度の9億3773万5千円をピークに、減少の幅はだんだん大きくなっています。

基金の残高と比較すると、賦課限度額の改正による影響は大きい金額ではありません。しかし、賦課限度額の引上げは、限度額に満たない中所得者層の被保険者に配慮した保険料の設定を可能とするために講じられた方策でございます。国の政令案の改正趣旨では、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の軽減を図る観点から賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すなどの所定の整備を行うためとなっており、本市はその趣旨に沿って国に準じた条例改正を行ってきた経緯がございます。また、国は平成30年度から国民健康保険都道府県単位化を進めており、その方向性を示す「福岡県国民健康保険運営方針」の中でも、賦課限度額は国の政令を基準とするとしており、本市が独自に基準を定めることは適切ではないと考えております。

以上、審査要望に対する説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

提出資料の、最後に説明していただいた2ページなんですけど、令和4年度から、基金がずっと取崩しされてきています。令和4年度が750万円、令和5年度が4千万円、令和6年度が1億1千万円、令和7年度が2億7千万円と、どんどん増えてきています。これはどういう状況で、このようになっているのでしょうか。

○医療保険課長

今回の基金の取崩し額につきましては、委員が言われますように、年々増加しているのが現状でございます。これの一つの大きな理由といたしましては、国保加入者の負担を最小限にとどめるために、平成30年度から国民健康保険税率を据置きする一方で、不足額については基金を取り崩し、国民健康保険特別会計へ繰り入れることで収支を保っている状態となっております。したがって、それだけが原因ではないと思いますが、保険税を据え置いているというのが一つの要因でありまして、そういった基金の取崩しが大きくなっている状況があるということでございます。

○兼本委員

ということは、一番大きな理由は、負担者の軽減をするために基金から取り崩しているということが、本市としては一番大きいのではないかとご見解でよろしいのでしょうか。

○医療保険課長

おっしゃるとおりでございます。

○兼本委員

そうすると、今回、令和8年度の改正に当たりまして、実際には、58万1587円が当初からマイナスになるわけでしょう。令和7年度と比べて、ということなんでしょうけども、マイナスという形になるわけでしょう。そうすると、またこの負担軽減という形でやっていくと、取崩しの基金の額というのが、令和7年度の決算見込額よりももっと多くなるのではないかと、いうふうに想像するんですが、それがお分かりになっていて、今回こういう形の条例に合わせて算定されたんでしょうけども、これでいくと、ずっと上げていかないと、ある一定の収入額以上の方々というのは、ずっと上がっていくというのが見えてくるなと思うのですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○医療保険課長

確かに、今回、表で表させていただいております賦課限度額の引上げの影響と、軽減範囲の拡大の影響額の差額としましては、税収としまして58万1587円マイナスとなるところでございますが、例えば、軽減対象範囲の拡大について、軽減に対しては国から、また、県からの補助もございます。そういったもので賄いながら試算しておりまして、今回の保険税につきましては、飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会において、先の収支見込みを立てな

がら、基金により、収支を保つ場合の繰入れも併せ、審議させていただいている状況でございます。基金残高は減ってはございますが、また、協議会を通じまして、こちらの残高と確認しながら、安定的な財政運営ができるように今後も協議していきたいと考えているところでございます。

○兼本委員

例えば、令和7年度の決算見込みでいくと、2億7千万円の取崩しでしょう。あと基金の残高は、約5億3600万円ということですよ。これがそのまま続いたら、2年後ゼロになるということでしょう。なおかつ、運用収入っていうのは、大体、最近でいくと600万円ぐらいということじゃないですか。全然追いつかないように感じますし、令和9年もしくは令和10年ぐらいにはもう基金はないというような話になるのではないかと危惧しているんですけど、そうすると、もうこの国民健康保険自体が運用できないという話になりませんか。その辺りはどのようにお考えなのでしょう。

○医療保険課長

今回、取崩しの金額が急激に令和6年から令和7年に対して増えているところでございます。今回の大きな原因としましては、国、県からの交付金につきまして、令和7年度の精算額が、交付金を過剰に頂いている状況がございまして、翌年度に返還しないといけないという金額を約8千万円近く上げさせていただいているところが大きい原因となっております。

それによりまして、今回は2億7千万円という金額が出ておりますが、通常であれば、この金額は大体1億9千万円ぐらいに収まるのではないかと考えているところでございます。そういったところも併せまして、今後、運営協議会におきまして協議していきながら、基金の取崩しを考えていきたいと考えているところでございます。

○兼本委員

どちらにしても、約1億1千万円を取り崩していくと、5年、6年しかもたないということじゃないかなと思うんです。なので、今回はこういう形で、ぎりぎりの範囲内で、国民健康保険の費用を増やすところ、それから、軽減されるところ、というところで考えられていたと思うんですが、逆に言うと、あと5年か6年で終わってしまうじゃないですか。今の数字を見ていくと。ここが一番問題だと思うんですが、審議会とのお話と言われましたけども、そんな急に、これを増やすことってできますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：25

再 開 10：26

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

委員がおっしゃいますとおり、今まで、国民健康保険加入者の負担を最小限にとどめるために、平成30年度から保険税を据え置いてきたところでございますが、基金の状況も見ながら、今まで税率を設定してきた経緯がございます。今後につきましては、運営に関する協議会の中で、基金の活用と併せ、安定した国民健康保険財政を運営できるよう、適正な保険税率についても審議してまいりたいと考えているところでございます。

○兼本委員

適正な保険税率ですね。ただ、結局はどこで、運営するために増やしていくかとなると、やはり全体的な、市民の国民健康保険の被保険者の皆さんの負担率が、今後、運営していくためには上がるというのが見えているのかというふうに思うんですが、もうそれしか方法はないのでしょうか。

○医療保険課長

今、実際に歳入を増やすか、もしくは歳出を減らすか、というような判断を迫られているところでございます。現在、医療費適正化などをして、医療費の抑制というのにも努めているところではございますが、今後、今の財政状況を見ながら、やはり入りのほうの増というのも考えていかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

分かりました。保険がないと、医療費というのはやはりかかりますから、保険というのは非常に大切だと思います。ただ、運用というのはやはりしっかりしないと、健康な方も皆さんから頂いて、その皆さんから頂いたお金の中で運営していくというのが保険という制度だと思いますので、この辺りは、やはりある程度皆さん平等でないといけないと思います。平等というのはお金が平等というわけではなくて、平等な制度の中でやっていくということはやはり考えていただかないといけないと思いますし、このまま本当にずっと、1億9千万円、約1億1千万円ずつ取崩しとなると、本当にあっという間に崩壊してしまうおそれがあると思いますので、ここは飯塚市の、いろいろ施策もありますから、やはりその施策を使って支出を下げて、ということも、もう少し努力していただかないと、多分市民の皆さんが大変お困りになると思いますので、しっかり運用のほうを考えていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願」を議題といたします。お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として金子加代議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○金子議員

紹介議員の金子加代です。もう一人、小幡がありますが、別の委員会に入っていますので、私のほうから説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、この請願を拝読させていただきます。

要旨1、一般廃棄物処理基本計画の見直しに際して、「循環型社会の形成」に向けて、ごみの発生抑制のため考えられる様々な手法を検討した上で、現実的かつ具体的な計画を定めてください。また、その際には、ごみ処理費用（最終処分を含む）が市民の生活を脅かさないよう、その費用がどうなるか概算でよいので示した上で、検討してください。

2、「循環型社会の形成」に向けて、ごみの発生抑制のための現実的かつ具体的な計画を現実に進めるためには、「市民の理解と協働」が不可欠だと考えられます。計画の検討に当たっては、住民への説明だけではなく、「どんなごみ処理を目指すのか」について、住民が意見を出し合える場、行政にとっては住民から要望、意見を聞いて共に考える場として説明会の開催を要望します。なお、説明会の開催に当たっては、できるだけ多くの住民が参加できるよう各地域での開催を要望します。

理由として、世界的な人口増加と経済発展により、天然資源の消費スピードは加速しており、

今のまま「大量生産・大量消費・大量廃棄」を続ければ、将来的に資源が不足することは明らかです。

また、気象変動が常態化、深刻化しており、その一端は、ごみを焼却処分する過程で排出される二酸化炭素（温室効果ガス）にもあります。さらにはマイクロプラスチック、さらにはナノプラスチックの環境、人体への悪影響のニュース等々、循環型社会の構築の重要性が火急の課題として認識されるようになってきたことは言うまでもありません。

そのような中、令和4年に策定された「飯塚市一般廃棄物処理基本計画」において、次の理念、進め方が掲げられていました。第1章において「計画の策定に当たっては住民の要望を踏まえる」こと、基本理念として「ごみの発生抑制に向け、住民・事業者・行政による循環型社会の構築を目指す」こと、基本方針として「住民・事業者・行政が協働・連携して3R（ごみを減らす、再使用する、再生使用する）を推進し循環型社会をつくっていく」こと。

循環型社会構築の大きな要素である「ごみの発生抑制」を掲げた「一般廃棄物処理基本計画」は、この時代の要請に応える理念と基本計画を備えたもののように見えました。しかしながら、策定以降、住民、事業者、行政が協働、連携して3Rを推進し、循環型社会の構築が進んだ実感もありません。

ごみの分別収集は、ふれあい収集の開始など一部の改善は見られたものの、その大枠はほぼ変わっていないように思われます。そのため、プラスチック、紙類、布類、紙おむつなども生ごみなどと一緒に「燃えるごみ」としてごみ袋に入れて出されています。その結果、環境省の統計によると、令和6年度の飯塚市の家庭系ごみの1日1人当たりのごみ排出量は647グラムです。全国平均は466グラム、福岡県平均は477グラムとなっており、飯塚市は、全国平均の1.39倍、福岡県平均の1.36倍に当たり、福岡県60市町村の中で8番目の多さになっています。

一方、県内の他自治体を見ると、大木町では、わずかに190グラム（飯塚市の29%）、筑豊地区で一番少ない糸田町は521グラム（飯塚市の81%）です。県内最少の大木町では、生ごみを燃やすのではなく資源としてメタン発酵させ、そのガスを利用して発電し、最後には液肥を作り土に返す、という生ごみ循環事業をはじめとしたごみの削減に取り組まれた結果とのことです。

ごみをどう処理するのか、これには住民が主体になることが肝要であり、「行政と住民の協働・連携」は欠かせません。「ごみは要らないものとして」扱われ、「燃やして終了」とされがちです。人が生きて生活する上で、ごみが出るのは自然なことです。未来世代にとってよりよい「循環型社会を構築する」には、まず、暮らしとその結果出てくるごみはつながっていることを知ることではないでしょうか。例えば、暮らしの中から出てくるごみが「生ごみ」のように「（微生物によって）分解されて、土に返るごみ」もあり、プラスチックの様に「分解されにくく自然環境に悪影響を与えかねないごみ」もある。そして、また、分別すればまだまだ使えるものがごみになっている、ということ。

また、飯塚市のごみの最終処分を担ってもらっている「ふくおか県央環境広域施設組合」では、新しいごみ処理施設の建設が計画されていますが、その事業費が構成自治体の財政を圧迫しかねないと聞いています。

そういった状況の中で、「循環型社会を構築するため」にはどういう暮らし方を選ぶべきなのか、「経済的にも持続可能な制度とはどのようなものなのか」を、住民、事業者、行政が共に主体となって知恵を絞るべきです。

ごみをどのように分別するべきなのか、処理すべきなのか、みんなで意見を出し合い議論することが大切ではないでしょうか。

大木町の例なども含め様々な手法があります。それらを多くの方々と議論し、方向性を見出す。そうした取り組みがあって初めて協働も連携も生まれ、ごみ処理（ごみの分別の仕方から、

その処理の仕方、施設のつくり方まで)が、それぞれにとって自分事になるのではないかと考えます。

以上の理由から、一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たっては、要旨1、2を実施していただくようお願いいたします。

以上となっております。では、これを持ちまして、質問をよろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○赤尾委員

まず、請願の要旨の部分で、1に関してはそのとおりだと考えます。2は、要は、住民説明会を開催してくださいという趣旨だと思うんですが、それは間違いないでしょうか。

○金子議員

はい、間違いございません。

○赤尾委員

この中に、「行政にとっては住民から要望・意見を聞いてともに考える場として説明会の開催を要望します。」という文面がありますが、説明会の定義的なところなんです。例えば、情報公開とか、市民の意見の聴取とか、そういうことではなくて、市民と共に考えていきたいと思いますというか、この計画策定に市民の方も参加してくださいという意味なのか、その辺のご説明をお願いします。

○金子議員

説明会と言われると、恐らくその事業に対しての、一方的な説明とも取られがちだと思うんですけども、今回、請願された方たちが言っているのは、共に考え合う、市民の方たちからも意見を聴取していく、という形です。

○赤尾委員

紹介議員が言われたように、財政的な問題とか、本市は抱えていますし、その辺の知見とか、あとは、環境の問題、今の飯塚市は収集・運搬までが市の管轄で、処分の部分というのは広域で処理していると思うんですけど、そうなってくると、ほかの自治体との調整なんかが出てくると思いますが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○金子議員

恐らく、議員の私たちはそのような状況を知っていると思いますが、市民の方たちは、今までそのような状況を聞いたことがない方がほとんどだと思います。この一般廃棄物処理基本計画も、策定のときから行政からの説明が全くないまま始められたと聞いております。ということは、市民にとっては、行政から説明されたことが一度もなく、どんなところを飯塚市が担っているのか、ふくおか県央と言うけれど、そこが一体何をやっているのか、どういう分担をされているのかということも、知らない市民の方がほとんどだと考えます。

そこで、やはり意見交換会をして、どういうところを市がやっているのか、ふくおか県央はどこをやっているのかということも含めて、意見交換会ができればなという話だと思います。

○赤尾委員

紹介議員も御存じのとおり、私もごみの減量化を図ることは大変大事なことでと思っています。ごみの減量化を図るために、ごみの分別、これというのは必ず伴ってことで、そこも重要だと思っています。それは今度計画を改める際、当然盛り込んで、市民に示していくべきだと思うんですけど、そこで出てくる問題として、やはりごみの分別を進めれば進めるほど、市民の負担も増えてくるんです。

その辺を説明会の中で共に検討していきましようとなると、要は、最終的に責任の所在が曖昧になるんじゃないかということも危惧されるんですが、その辺のことはどう思われていますか。例えば、行政側の考えと市民の考えがぶつかった場合、そのときはどういうふうに、最終

的に責任の所在というのを明確にするのか、お答えください。

○金子議員

意見がそれぞれ違う、また、市民の中にもそれぞれの意見を持っているのは当然だと思います。市民の意見はこれしかないということはありません。ある市民は「たくさん分別したほうがいい」と考える方もいらっしゃいますでしょうし、また、意見交換会、説明会をすれば、「いやいや、そんなことしてもらったら困る。何もかも一緒にしてもらったほうがいい」という方も、いろいろいらっしゃると思います。

その中で、飯塚市として今行政がどのぐらいの負担を抱えているのか、先ほど、処理費用についてどのぐらいかかるのかということも申し上げましたけども、ごみの分別をたくさんすればするほど、費用も恐らくかかってくる場合もあると思うんです。そういうことも市民と一緒にまずは考えることが大事だと思います。そして、私は、最終的に決めるのは市民ではない。恐らく、それをたくさん聞いて、議会や行政が考えるということになるかと考えます。

○赤尾委員

分からなくなった部分もあるんですけど、例えば、今紹介議員が言われることであれば、行政がある程度の方向性とか方針を定めて、それを市民の方に情報公開して見ていただいて、「この中で問題ありますか、どういうところを変えたいですか」という、要は、パブリックコメントを取るような、そういう手法では駄目なんでしょうか。

○金子議員

それでは私は足りないと考えます。パブリックコメントは今までやっても、一部のコミュニティセンター等に置いているとか、ホームページに掲載されているというような、ある一部の人しか見られないことも多いと思います。そして、やはり、生で話し合うことによって、最終的なときには結論がつかないかもしれないけれども、そこで話をするということが私は大事な過程かなというふうに考えます。

○赤尾委員

そこで、我々議員がある程度学んで、専門家とまではいかないでしょうけど、そういう知識を身につけて、市民の負託を受けて、いろいろ議論するのではないかと、私は個人的に思いますけど、やはりこれを一緒に、白紙の状態ではないんでしょうけど、考えていきましょくなると、やはりすごく市民が混乱する。最終的に意思決定をするときの責任の所在とかが曖昧になってしまうというところは、今の説明を聞いても、私は少し不安なんですけど、その辺について何かお考えがあるでしょうか。

○金子議員

私も飯塚市以外の自治体の議員ともいろいろ、この協働について話す機会が多くあります。その中で、ごみだけでなく、様々な場面で飯塚市は協働ということをやってこなかったのではないかなとすごく思います。残念ながら、いろいろな場面でやってきたというけれど、それはただパブリックコメントだったりする。けれど、本当に実際やってきたところは本当に細かに、説明会もやっております。それがここ最近、私は少ないのではないかなというのを感じる人が多いです。

だからこそ、市民と直接会って協議するということがなくてはならないことだと考えます。最終的には議員や行政が決めることになるかもしれないけど、その過程が私は大事だと思いますし、遠回りでありながら、市民と話すことによって、最終的には、この計画がより有効になるために、前もって一番遠いところから、市民と一緒に考えていくことが大事です。ぎりぎりになって、「もうこのぐらいの案が出ています、はいどうぞ、意見」と言っても、もう決まっているんだったら難しいよねとなってしまう。よく、民主主義の話は遠いところから時間をかけることと言われます。だからこそ、今回も意見交換会をやって、全員が来るということは私も考えられませんが、多くの人に呼びかけて、飯塚市が今、真剣にごみのことを考えてい

るんだということを示す、絶好のチャンスだと思います。

○委員長

金子議員に申し上げます。金子議員の意見も入っているかと思いますが、請願者の方の意見なのかどうか、どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴人に申し上げます。静粛にお願いします。

○赤尾委員

それと同じ部分で、「各地域での開催を要望します」とあるんですが、地域差ですごく認識とか、最終的に意思が変わってきた場合の取りまとめというか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○金子議員

恐らく、違うと思います。だけど、やはり市民の人たちにできるだけ多くの参加を呼びかけられるように、飯塚市だけで、この日だけでやるというのではなく、様々な地域の方が参加しやすいような条件をつけるために、このように要望しております。また、それがあつて恐らく意見が違つても考えられます。もしかしたらその中でも、いろいろ様々に違つても考えられます。でも、それをいろいろ出すことが、市民にとつても、また、ごみの処理について様々な意見があるということを、市民同士が知ること大切なことではないかというふうに考えられておりました。

○赤尾委員

紹介議員の言う、物事を進めていく手順としては、例えば、住民と共に住民説明会を開いて、その中で飯塚市が意見の聴取をします。その後、それを本市がどのくらい採用するかというのは分かりませんが、それをさらにこの広域で2市1町と調整を図ると。その後、ふくおか県央環境広域施設組合との調整が当然出てくるでしょう。その後に返つてきたものが飯塚市の計画になるという、こういう手順でよろしいですか。

○金子議員

すみません、ここは私の意見を言うところではないと思いますが、この請願に関しては、飯塚市の一般廃棄物処理基本計画の見直しということであつて、ふくおか県央の一般廃棄物処理基本計画のことまでは述べておりません。

○赤尾委員

当然そうだと思います。ただ、この飯塚市の一般廃棄物処理基本計画の内容と整合性が取れないといけないと思うんです。ほかの自治体と、広域で最終的なごみ処理、処分をやっている一部事務組合とは整合性が取れていないといけませんので、その辺の調整というのは、事前に計画を決定する前に必要なんじゃないでしょうか。

○金子議員

整合性を取る必要があるかどうかは、ふくおか県央の一般廃棄物処理基本計画の問題であつて、飯塚市の一般廃棄物処理基本計画がどうするかは、飯塚市が考えることだと考えます。

○赤尾委員

例えば、飯塚市の一般廃棄物処理基本計画に、最終的にどういう形になるか分かりませんが、そこで、横並びの自治体との違いが出てきたときに、そういったときも、飯塚市はこれからというところで押し進めていくという、そういうお考えですか。

○金子議員

すみません、私は紹介議員なので、それはこちらの委員の方で考えていただくことになるかと考えます。

○赤尾委員

これは市民の方をあれして言うわけではないんですけど、やはりその辺のルールというのを、市民の方は御存じなくて当然だと思いますけど、その辺を議員としてはこういう手順で進んで

いくんだから、こういうやり方ですよという、ある程度助言はできると思うんです。その辺について、何かやり取りはなかったのでしょうか。

○金子議員

やり取りはありましたが、今までもこの一般廃棄物処理基本計画は飯塚市もあるし、嘉麻市も桂川町もあります。でも全てが一緒ではないという状況の中で、今進んでいます。なので、これは違っても、ふくおか県央が新しくできるから、全部一緒にしなくてはいけないということではないと考えております。

○赤尾委員

それというのは、今の新たなごみ処理施設の計画があって、最終的にはこの2市1町がそこで処分します、というのが大前提であると思うんです。今というのは、ごみ処理施設も2か所ございます。その中で、臨時的に処理しているんじゃないかと思いますが、まずは、新たなごみ処理施設の建設に向けてそこにどう反映させるのか。ふくおか県央の計画にどう反映させるのか。その辺が重要だと思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○金子議員

すみません、そうすると、私の考えになってしまいますので、紹介議員としてはこれ以上言えません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。金子議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:57

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

それではまず、この基本計画の見直しについてのスケジュールはどのように考えられているのか、お伺いいたします。

○委員長

一般廃棄物処理基本計画の見直しスケジュールについては、この後、報告事項で執行部から報告を受ける予定となっておりますので、この際、本請願審査と一緒に報告を受けてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではそのようにさせていただきます。

「飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」、報告を求めます。

○環境対策課長

「飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」報告いたします。資料をお願いいたします。本件は、飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴う見直しスケジュールについて報告するものでございます。現在、見直しに活用するごみ搬出量及び処理量の集計については既に完了しており、現在、7月中旬を目途に既存計画の見直し箇所の整理を行っております。

それに並行して、ごみ減量化に向けた施策の検討を行い、7月中旬から8月中旬までを目安に素案の作成を行い、本委員会に報告する予定としております。

その後、8月中旬から9月中旬に市民等からの意見の聴取を行い、市民の皆様の意見を反映させたごみ減量化目標値の再設定を行う予定です。

また、ごみ組成分析調査についても実施する予定としており、9月末までに調査結果を確定させ、一般廃棄物処理基本計画の見直しに反映させる予定としております。

なお、10月末にはごみ処理に関する基本計画の見直しを終える予定としており、その後、本委員会で報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

飯塚市一般廃棄物処理基本計画は、令和元年度を基準年度として、令和4年度を初年度とし、令和8年度と令和13年度を中間年度として5か年ごとに見直しを行い、令和18年度が計画目標年度となっております。今年度が中間目標で見直しの年になりますが、何をどのように見直そうとしているのか、お伺いいたします。

○環境対策課長

本市の一般廃棄物処理基本計画は、社会情勢の変化を踏まえ、今後15年間の長期的な本市の住民、事業者の具体的な取組目標や行政の施策、今後の施設管理の方向性などを示すことを目的として策定しております。今年度は5年目の中間目標年でありますので、社会環境の大きな値となります人口や世帯数、近年の一般廃棄物の排出量や処理量などの将来推計値の見直し、また、本計画の取組や行政の施策など、ごみ減量化に向けての目標や取組を見直すこととしております。

○佐藤委員

あくまでも、今年度は人口減によるものと、ごみ抑制についての施策を取りまとめるという考えとお聞きしましたが、それでは、ごみの発生抑制に考えられる施策の検討はどのように行うのか、お伺いいたします。

○環境対策課長

一般廃棄物処理基本計画の見直しについては、新たなごみ分別の収集やリサイクルを推進していくことを念頭に置き、市民等の意見を取り入れながら、施策の検討を行っていく予定としております。

○佐藤委員

分かりました。それでは、本市の計画の策定が遅れた場合に、新ごみ処理施設建設に支障が出るのか、お伺いいたします。

○環境対策課長

本市の一般廃棄物処理基本計画については、関係市町、嘉麻市、桂川町の同計画を基に、ふくおか県央環境広域施設組合において、ごみの広域処理を行うための一般廃棄物処理基本計画が策定され、新ごみ処理施設の規模等が決定されます。本市の同計画の策定が遅れば、ふくおか県央環境広域施設組合が策定する同計画の策定にも影響することになり、新ごみ処理施設の稼働開始時期についても、支障が出るものと考えられます。

○佐藤委員

今後のごみ行政を考えたときに、どんなごみ処理を目指すのかについて、住民の意見を出し合える場が必要ではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

○環境対策課長

現在、市民等意見の聴取など、手段については検討段階ではありますが、市民より聴取しました意見について内部で検討を行い、実施可能なものについては積極的に計画の施策に取り入れていきたいと考えております。その方法としましては、本市のホームページやSNSを活用し、あと、自治会連合会とかもありますので、そこら辺も活用して、意見募集については今現在、検討しているところでございます。

○佐藤委員

それでは、この一般廃棄物処理基本計画の住民説明会に関して、市の見解はどう考えられているのか、お伺いいたします。

○環境対策課長

本計画の見直しについては、5年ごとに中間目標年度を設け、社会情勢等に大きな変動があった場合に見直しを行うものでありまして、新たな計画の策定ではなく、見直しを行うものでございます。そのため、住民説明会については、開催する予定はありません。

○佐藤委員

それでは、今回の見直しはあくまでも人口の推計、ごみ搬出量など、令和4年度策定時からの実績値の変化の修正、ごみの減量化に向けての各施設の検証、さらなる減量化の取組検証を行い、将来推計値の見直しを行うもので、住民説明会の必要がなく、一般廃棄物処理について、住民への説明、意見等は別途に聞くという形式でよろしいでしょうか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今、説明会は行わないという明言があったんだけど、いかがなものかと思っています。先ほど佐藤委員の質疑の中で、これとこれとこれしかやらないんだよねという話がありました。果たしてそれもいかがなものかと思うんです。それこそ、ごみ処理施設をこれから造るわけですよ。収集・運搬がどうなるのか、飯塚市の分別がどうなるのかで、規模が変わってくるわけです。そして、それについては飯塚市だけではなく、嘉麻市、桂川町も同様でございます。遅れたら迷惑をかけるという話がありましたよね。そう答えられましたよね。

○環境対策課長

ごみ処理につきまして、建設の計画については先ほど、同計画が遅れることにより支障が出るものということで答弁させていただいております。

○江口委員

このスケジュールを見ると、そして、この前の一般質問の答弁からすると、10月末には計画を決定したいという話でした。ところが、嘉麻市の一般廃棄物処理基本計画の見直しは、今のままだったら来年なんです。ということは、ある意味、私どもは2年弱の余裕があるとも考えられるわけです。

それで、住民説明会をやらないと言ったんだけど、飯塚市はごみ処理に関しては非常に丁寧に、住民に説明をやってこられていますよね。合併前かもしれませんが、ごみの有料化に際して、住民説明会は全町内会でやっているんです。家電リサイクルのときも同様だったとお聞きしています。それだけ、やはりごみって生活そのものなので、知ってもらわなくてはいけないから、納得してもらわなくてはいけないから、こんなふうになるんです。ぜひご協力くださいと。そして、その中で意見を頂きながらやってきたわけです。

特に、今回は回収品目が変わるかもしれないわけです。その回収品目が変わって、ごみ袋そのものが変わるかもしれない。回収の頻度が変わるかもしれない。それをお知らせして、パブリックコメントで理解してくださいというのは、非常に乱暴じゃないかと思うんです。

そうやってどうなるか、実際にやろうと思ったら、いや、聞いてなかったよと。例えば、生ごみの分別化、大木町みたいに飯塚市もやりますと、決断してやられたとします。それをお知らせして、ホームページに上げています。支所に置いています。見て、ご意見があったら寄せてください、というやり方だったら、現実になんて思いますか。知らなかった。そんなことだったら、ちゃんと聞かせてよ。それはちょっとできないよ。だから、話をするわけだし

よ。その点、いかがお考えですか。

○環境対策課長

今回については、あくまでも、ごみの減量化等の施策の計画でございます。当然、実施することになれば市民生活にも迷惑をかけますので、実施を行うときには、丁寧な説明を行いたいとは思っております。

○江口委員

いやいや、その施策をつくることからきちんとやらないと、実際の実施になって混乱したら困るでしょう。だからこそ、施策がきちんと実現できるものなのか、具体的なものなのかをきちんと、住民とつくり上げるわけです。それこそ、一般廃棄物処理基本計画において、請願書に書いてあるように、基本理念としてごみの発生抑制に向け、住民、事業者、行政による循環型社会の構築を目指すんでしょ。目指すのであれば、話をしなきゃ。一方的につくって、ここに載せているから見てね。何かあったら教えてね。多くの市民が、いや、そんな忙しいからちょっと無理だと、ネット見られないとなったら困るわけです。

同じように、一般廃棄物処理計画については、基本方針として、住民、事業者、行政が協働連携して3R、ごみを減らす、再使用する、再生使用する、を推進し、循環型社会をつくっていくんでしょ。話をするのは必須なんです。ある意味、嘉麻市が来年であれば、時間があると思ったほうがいいと思います。

それで、さきの道祖議員の一般質問でも、遅れるよねという話がありました。私も遅れると思いますし、遅らせたほうがいいと思います。せいては事を仕損じると言いますが、まさにそのとおりだと思う。ここはゆっくり時間をかけてでも、しっかりと話を進めるべきだと思いますが、副市長、いかがですか。

○許斐副市長

質問委員が言われておりますように、我々が、例えばごみ行政について、市民意見を聞かないでやっていきたいといったようなことは全くありません。先ほど課長も言いましたように、施策が変更になったりとかいうような案件になります場合には、これまでも丁寧に説明しておりますし、今後もそういった形で対応していく所存ではございます。

一方で、この計画の見直しは、一定の策定方針に基づいて一部事務組合のほうで考えられております新工場の策定等に向けた考え方のベースになる計画を、時節に合わせて、数値等を置き換えて見直しするものでございます。この数値の見直しについての市民の意見を頂く方法としては、市民意見募集という形を取って対応していきたいという説明をしているものでございます。

○江口委員

数値に関しては、ある意味専門的な部分で、行政のきちんとやっていた部分だと思うんです。ただ、何を分別しよう。これは資源ごみとしよう。これは可燃ごみとしようとか。そこに関しては、きちんと協議しないといけないと思います。となると、私は住民説明会は必須であると思いますし、時間をかけてやるべきだと思っています。取りあえず、質問は一旦終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほど、課長のほうから見直しということで、根本的な、基本的なところは変わらないという話でした。それで、先ほど赤尾委員からも紹介議員のほうに質問があっていましたが、これまで、関係市町とうちは変わらないわけでしょう。もともとのものが。それで、ほかとも分別方法とか全部違ってきますよね。その中で話し合って、こういう方向でいきますよというのはもう決められてあるんですか。

○環境対策課長

今策定している基本計画の話はしておりますけども、今後の新しい取組とかの話はまだ全然していません。

○兼本委員

そこが先じゃないんですか。そこを先にして、計画って練るんじゃないんですか。例えば、それぞれの計画が違った場合、先ほど副市長も言われていましたけど、組合のベースになる計画をつくるわけでしょう。飯塚市はこういうふうにつくりました。ほかのところと違ってきたときに、そこはこういうふうにやりますという形になったときに、基本計画との整合性とかというところ、非常に大切なところじゃないですか。

そう考えると、先に、まずつくる前に、私は関係市町と一定の方向性を共有していただいた中で話をしないと、せっかく見直しますと言っても、意味がないんじゃないかなと思うんです。その辺りは今後、今まで全くしてないというお話でしたけど、いつされる予定なんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:29

再 開 11:34

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

質問委員が言われる2市1町間のすり合わせという話だったと思います。これにつきまして、本市の政策の検討がある程度出来上がった段階で、2市1町の担当課長会議とかで、そこら辺のすり合わせ等は行っていきたいと考えております。

○兼本委員

この間、以前から何度か同僚議員が一般質問されていました排出量の問題です。全然違いますよね、ほかの1市1町と飯塚市とは。それで、飯塚市はこれで策定しました。ほかも同じところまで持ってきていただけるんですか。そういったところというのを事前に話をしないと、今排出量が全然違うわけでしょう。こういうのを先に話していただいて、こういうふうにやっていくということを決めないと、難しくないですか。急いで決めるのではなくて、その辺りの施策の方針——、例えば、飯塚市だけが清掃工場を造るのであれば、全然問題ないです。何も私も言いません。今度は、2市1町でやっていくわけです。そうすると、飯塚市はこう決めました、ほかの関係市町がこう決めました、となったときに、もともと、減量するというのは、飯塚市長が組合の中でおっしゃられたことですよ。これは見直しますということは、それぞれ皆さん見直していただくという形になるわけでしょう。そうすると、そこはやはり共通の見直しをしないと、それぞれが見直してきて、これで出来上がりました。それで、持ってきて、というものではないんじゃないかなと思うんですよ。

逆に言うと、先にそういう話、それ以外にもあると思うんです。ゴミ袋代が上がるかどうか知りませんが、もし上がったときに、どれだけの差があるのかとか、そういったものも出てくるじゃないですか。基本的に、分かる部分というのはある程度情報の共有化をして、そこからどうやっていこうかというようにところを施策として持っていくというのが必要ではないかと思うので、そのスケジュールの考え方は真逆ではないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○環境対策課長

質問委員の言われたゴミ袋の統一化とかいう話については以前から協議はしております。政策の分については、本計画が基本ベースでありますので、これに伴って具体的な施策が出てきた場合、それをすり合わせるという形で行いたいというふうに考えております。

○兼本委員

すり合わせが行えればいいですけどね。全然排出量とか違うんですよ。1人当たりの排出量、

これが全然違うわけでしょう。どうすり合わせるのかなと。先に、事前にそういうのって、やはり飯塚市としてはこういうことをやってきたらこうなったけど、できますか、とかいうような話とか、話合いの中でどうやって策定していこうかという方向を、お互い2市1町で、こういうふうにやっていきましょうという中で見直しをやっていくと私は思っていましたし、以前、組合の中で質問したときには、そのように、たしか事務局が答えられたと思っていたんですが、全然今、話が違うので、少しびっくりしています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

まず、私の発言は住民の意見の聴取とか、情報公開とか、こういったことに関しては極めて重要なことと私も認識しておりますし、また、説明会を否定する発言でもございません。その辺は誤解なきよう、お願いしたいんですが。

説明会の内容なんです。説明会の内容が、例えば、政策形成の場とか、計画を練り上げる場になると、いろいろ危惧されることがありますというのが私の意見でありまして、例えば、ある程度、市が方針とかを決められた際は、当然のことながら、住民説明会は開催していただいて、こういう考えの下、こういう方針を定めましたと。市民の皆様の意見どうですかと。そういう場の住民説明会というのは当然必要だというスタンスであります。

それで、このスケジュールについて何点かお尋ねしたいんですが、協働環境委員会への報告が、2度あるようになっていきます。まず、この素案の作成の報告があります。この報告は、基本的には方針的なものが大方固まって、我々議員にどうですかという報告になるんですか。

○環境対策課長

本計画の施策の検討、まずこの段階で市民からの意見等をお聞きして、そこである程度見直しの素案ができたものをつくり上げます。それを、市民アンケートを行いますので、まず委員さんたちのご意見という形で、ご説明させていただきたいと思っております。

○赤尾委員

この素案の報告が委員会にありますと。そこで、議員の、委員というか――、の意見もきちんとここで聞く場も設けていただきますと。それを採用するかしないかということは検討されるんでしょうけど、そういう期間というのがこの8月中旬からいつまでなんですか。

○環境対策課長

委員会報告後にすぐ、議員さんの意見を締め切るというわけではございません。考えておりますのは、市民等からの意見聴取の期間を設けております9月ぐらいまでは、議員さんの意見を聞きたいとは考えております。

○赤尾委員

今の答弁だと、8月中旬から9月、市民等からの意見の聴取が9月中旬ぐらいまでになっています。この1か月ぐらいが我々議員の意見を聞く期間と。そして、その意見を聞いて、それを反映できるかどうか検討する期間、そういう認識でいいですか。

○環境対策課長

はい、そのとおりでございます。

○赤尾委員

そうすると、少しスケジュールがタイトになってきます。それと、次は、ごみ減量化目標値の再設定が10月末になっていて、ここでまた、委員会の報告があると思うんですけど、この時点の一般廃棄物処理基本計画というのは、もう完成形が報告されるわけですか。

○環境対策課長

市民等からの意見聴取等を踏まえたところの目標値等の再設定を行いますので、最終版という形になると思います。

○赤尾委員

素案ができました。委員会に報告があります。1か月間ぐらい、議員の意見、また、市民のアンケートの意見をまとめて、10月末には完成させます。このスケジュール感はすごくタイトな感じがするんですが、その点どうお考えでしょうか。

○環境対策課長

期間は短くはありますけども、それを目標として行っていこうと考えております。

○赤尾委員

完成形の前に、完成しましたよ、これでいきますよという前に、再度、素案のこういう部分を修正しましたというような報告を1回増やすということなんですけど、そういうことは可能でしょうか。

○市民環境部長

ただいまの質問に対してでございますけども、市民意見を受けて、最終の決定時前に、議会のほうにもう一度、素案の修正を反映できたところの報告ができないかということでございますが、そちらのほうにつきましては検討してやらせていただきたいと思います。

○赤尾委員

ぜひ、お願いします。それと、市民アンケートのやり方、手法については、先ほど同僚議員からの質問で答弁されましたのでよく理解しましたが、このアンケートの内容というのは、主にどういうことになるのでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:44

再 開 11:46

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

質問委員の言われる市民等からの意見聴取につきましては、最終段階の分と思われますので、この表で言うと8月、9月の分と思われますので、これについては全体を通しての計画の意見募集という形を考えております。

○赤尾委員

計画の全般について、最後にお尋ねしたいんですけど、やはり、本市が目指すところも、例えば、新たにできるごみ処理施設を所管します一部事務組合、また、ここに廃棄物を搬入する構成市町、共通の課題というか、目標というのはやはり環境問題と、あと、ごみの減量化だと思うんです。

その中で、ごみの減量化を図るに当たって欠かせないのが、やはりごみの分別なんです。これというのは、先ほど私が申させていただきましたけど、市民に負担をかける部分が出てくる可能性がある。早期に、こういう分別を考えておりますが、いかがでしょうか、ということを市民に問うべきだと私は思うんです。現時点で本市が考えております新たな分別の種目、そういうものがございましたら教えていただきたいと思います。

○環境対策課長

ごみの減量化につきましては、当然ながら重要なことと考えております。今、関係市町とは、プラスチック製品の分別収集をすれば、大分減量化になるのではないかとということでは検討を行っているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今回の見直しの中で、一般質問でも聞いたんだけど、収集・運搬の詳細調査等の見直しは

やられますか。

○環境対策課長

新ごみ処理施設のほうはまだ決まっておきませんので、収集体制等については反映できないものと考えております。

○江口委員

いやいや、まず今の段階から、どこに持っていくかは最後ですよ。集めて回って、最後にどこに持っていくかなので、そこに関してはしっかりと調査すべきだと思うんです。それで、実際に、今やっている収集・運搬がきちんと効率的なものなのかどうか、それを確かめなければならないと思います。

あともう一点、ごみ袋であったり、あと、処分費用に関する価格政策、これについても当然やるべきだと思うんですが、お考えはいかがですか。

○環境対策課長

まず、ごみ袋の料金や容量、厚みの差とかにつきましては、今現在協議を進めているところでございます。あと、収集方法の部分につきましては、今現在変更するとかいう考えはございませんので、検討は行っておりません。

○江口委員

変更するかしないかよりも前に、現状がどうなのかはきちんと調べないと、と思います。料金の件については、見直しはしっかりやっていかれるということですか。

○環境対策課長

料金の見直しということですが、今現在、ごみ袋は各市町でいろいろな差がございますので、その統一化とかについては協議を進めて、料金も併せて、その分については協議を進めているところでございます。

○江口委員

料金の統一化も含めて考えると、当然のことながら、新ごみ処理場がどのぐらいコストがかかって、そして、そこでのインシャルコストとランニングコストがどのぐらいかかるから、という積算の下ですよ。

併せて、さきの一般質問で言ったように、事業者のごみ処理の費用の問題です。そこもしっかり考えていただくべきだと思います。やはり、価格が変わると、人は行動が変わるわけです。高いものは避けたいんです。だから、ある意味、ごみを減らすための方策として、ごみ処理料金の値上げというのはあり得ると思っています。

片一方で、資源化するものに関しては、これは無料ですよというふうな形でやる。そういったものはしっかりやっていただきたいと思います。そんなことを考えていると、本当にこれで、この短い期間でやるのは大変だろうと思わずにはいられないんです。ぜひ、その点をしっかりやっていただきたいと思います。

最後にもう一点、結局、市としては、住民との意見交換の場については、やらないということですか。

○環境対策課長

先ほどの答弁と重なりますけども、市民からの意見という形は取らせていただきたいと思いますので、説明会というものは開催するつもりはございません。

○江口委員

市民からの意見というのは、要は、紙かメールで出せということですか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○江口委員

計画は、支所か本庁か交流センターか、それか、ネットで読めということですか。

○環境対策課長

今、質問委員が言われる手法と併せて検討しているのが、自治会を通じての周知等をいろいろ考えているところでございます。

○江口委員

それを自治会に押しつけるわけ。自治会加入率はどのぐらいですか。言われる自治会長はたまったもんじゃないと思います。自分たちがきちんと前に出なくては。有料化のときも、家電リサイクルのときもやっているんだから。いかがですか。

○環境対策課長

自治会長に全てお願いするというわけではございません。自治会長に説明して、いろいろな意見がもらえるようにお話をさせていただきたいと、今検討しているところでございます。

○江口委員

自治会長には説明する。当然のことながら、そこで意見が出ることもあります。自治会長の意見だけは聞くということですか。

○環境対策課長

自治会長の意見ではなく、市民の意見を募集しているということの周知を自治会長に説明するところでございます。

○江口委員

だったら、各エリアでやればいいじゃない。言われた自治会長も大変ですよ。どう伝えますか。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:57

再 開 11:59

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

周知の方法等について、再度説明させていただきます。ホームページ等で周知、あと、支所・本庁とかでの閲覧及び、こういう意見募集を行うということの周知を、自治会長を通じて組回覧等を活用して行っていきたいというふうに考えているという答弁でございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

提案です。ホームページで何を見て、市民の皆さんがアンケートを出すのか分からないので、いきなりぽんと言われても、何ページあるかも分からない。どんな内容かも分からない。どうやってアンケートを出すのかなあと思うんです。その辺はしっかり考えてあると思いますけども、多分、考えてないでしょう。

そこで、例えば、市長もしくは部長とか、ユーチューブを流したらどうですか、こういう説明をしますという。そうしたら、24時間いつでも見たい人は見られるわけです。そして、アンケートもこういうふうな内容のアンケートを出しますのでぜひ、という形でやったら、ホームページにも、ユーチューブにつながるようにしてやるとかすれば、広まりませんか。そちらのほうが、通勤中とかでも見られますし。いろいろ、ホームページだけというよりも、そういったものを利用して広めていったほうがいいんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境対策課長

質問委員の意見も踏まえたところで、検討はしていきたいと考えております。

○兼本委員

先ほどから皆さんが言われておりますけど、やはり、このごみの計画が最終的には大きな施設に係ってくるわけですから、やはり、出来上がった後に、何でこんなことになっているんだとか言われる前に、やはり皆さんに知ってもらうという努力は絶対にしないといけないと思います。だから、そういった意味では、皆さんの利用頻度が多いものをやはり利用して、拡散していくということは必要だと思いますので、ぜひ前向きに考えてください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

懇談会を開催いたしますので、委員の皆様は議員会議室へご移動願います。

休 憩 12:02

再 開 12:07

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○江口委員

本請願につきましては、既にある一般廃棄物処理基本計画の方針に沿ったものであると考えます。ぜひそういった意味では、採択すべきものと考えます。以上です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願」を採択することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出がっております。先ほど1件の報告を受けましたので、残りの1件について報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「作業中における車両損傷事故発生について」、報告を求めます。

○環境対策課長

「作業中における車両損傷事故発生について」、報告いたします。資料をお願いいたします。

本件事故は、令和8年5月18日月曜日、午前9時10分頃、環境対策課職員が清掃工場東門付近の除草作業中に、駐車中の相手方車両の左側窓ガラス及び後部ドア等を飛び石により損傷させたものでございます。

なお、この事故の損害賠償については、現在、相手側と示談を行っているところです。

この事故の原因につきましては、除草作業を行う際に、十分な飛散防止対策や周囲への状況確認が不十分であり、職員の安全作業への対応に不備があったことによるもので、当該職員に対し厳しく注意し、本人も深く反省しております。今回、職員の不注意によりこのような事故を起こしてしまったことに対し深くおわび申し上げますとともに、他の職員に対しましても危機管理意識の改善、事故防止策の指導を徹底し、細心の注意を払いながら業務を行うことで再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。